

宝塚市美座地域まちづくり協議会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称を、「宝塚市美座地域まちづくり協議会」（以下「本会」）とし、通称、「コミュニティ美座」という。

(目 的)

第2条 本会は、美座小学校区の住民相互の交流を促進し、心豊かで、明るく楽しい まちづくりをめざすとともに、自治会をはじめとする地域活動団体やグループ、事業所等との連携、協働を図りながら、地域の様ざまな課題を解決し、安心、安全な まちづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(地 域)

第4条 本会の構成区域は、原則として美座小学校区域内とし、関係する周辺を含むものとする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、宝塚市美座2丁目10-1、「県民交流広場・みざ」とする。

(会員)

第6条 本会の会員は、当該地域内に居住する者、及び地域内の事務所、事業所等とする。

第二章 代 議 員

(代議員)

第7条 代議員は原則として構成区域内の自治会等、その他団体、グループ、個人等から推薦され、総会において承認された者をいう。

(代議員の任務)

第8条 代議員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営方針の決定に参画する。
- (2) 本会の役員を選出する。
- (3) 本会の活動の運営方針に基づき、コミュニティ活動を実施する。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第三章 役員及び役員会

(役員)

第10条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 代表1名、副代表2名、会計2名、会計監査2名、総務部、事業部、福祉部、子ども部に部長1名と部担当を若干名置く。
- (2) 顧問若干名を置くことができる。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、事故あるときは、代表の任務を代行する。

(役員会の任務)

第12条 役員会は、次の事項について協議、決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会決議事項の具体化の協議
- (3) その他必要事項

(役員任期)

第13条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 欠員により選出された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(事務局の設置)

第14条 本会の事務を担当する事務局を設置することができる。
事務局員は若干名とする。

第四章 総 会

(総会)

第15条 総会は、役員及び代議員を以って構成し、代表が招集する。定期総会は毎年4月～5月に開催するものとし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2、総会は、役員及び代議員の過半数の出席により成立する。但し、委任状を以って出席に代えることができる。

3、総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員、代議員の選出及び承認
- (4) 会則の改廃の認定
- (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認

4、会員は、総会において、意見を述べるることができる。

第五章 会 計

(経費)

第16条 本会の経費は、助成金、寄付金、団体及びグループ会費その他を以って充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(雑則)

第18条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な規則等に関しては、その都度、役員会の議決を経て総会に報告する。

付 則 この会則は、平成 8年 9月 14日から施行する。

改 定 この会則は、平成 20年 5月 25日から施行する。

この会則は、平成 28年 5月 29日から施行する。